

久米島空港ちゅらゲートウェイ業務委託 (H28-2)
仕様書

1. 業務名称

久米島空港ちゅらゲートウェイ業務委託 (H28-2)

2. 業務期間

委託業務履行期間は契約締結の日から平成29年3月24日までとする。

3. 趣旨・目的

離島空港には島の玄関口としての重要な役割があり、これが島の第一印象を決めることから、離島観光への期待に応えられるような整備が必要である。

沖縄県では、沖縄 21 世紀ビジョンの施策の一つである「世界水準の観光リゾート地の形成」を実現するため、島の玄関口である空港をたくさんの花やみどりで彩ることにより、離島観光のブランドイメージを高めることとしている。

また、これらの実施に障害者就労支援事業所を活用することで、障害のある方がいきいきと暮らせる社会実現に寄与することとしている。

このことに加えて久米島空港では、①演出力向上、②本事業の積極的な情報発信 を実施し、地域の観光ブランドイメージをさらに高め、本事業関係者のやりがい向上や団体、業界としてのイメージアップにつなげることを目標としており、それらを実現するため造園業者とコンサル・緑化団体等を加える。(2 ページ『スキーム図』参照)

本業務は、コンサル・緑化団体等からの支援を受け、障害者就労支援事業所と連携しながら、草花、低・中・高木、工作物を活用した植栽展示・管理を行うものである。

※連携が必要となる関連する委託名

障害者就労支援事業所

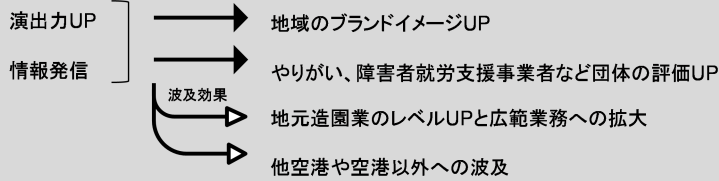
「久米島空港ちゅらゲートウェイ業務委託(H28-1)」(以下、「(H28-1)」)

コンサル・緑化団体等

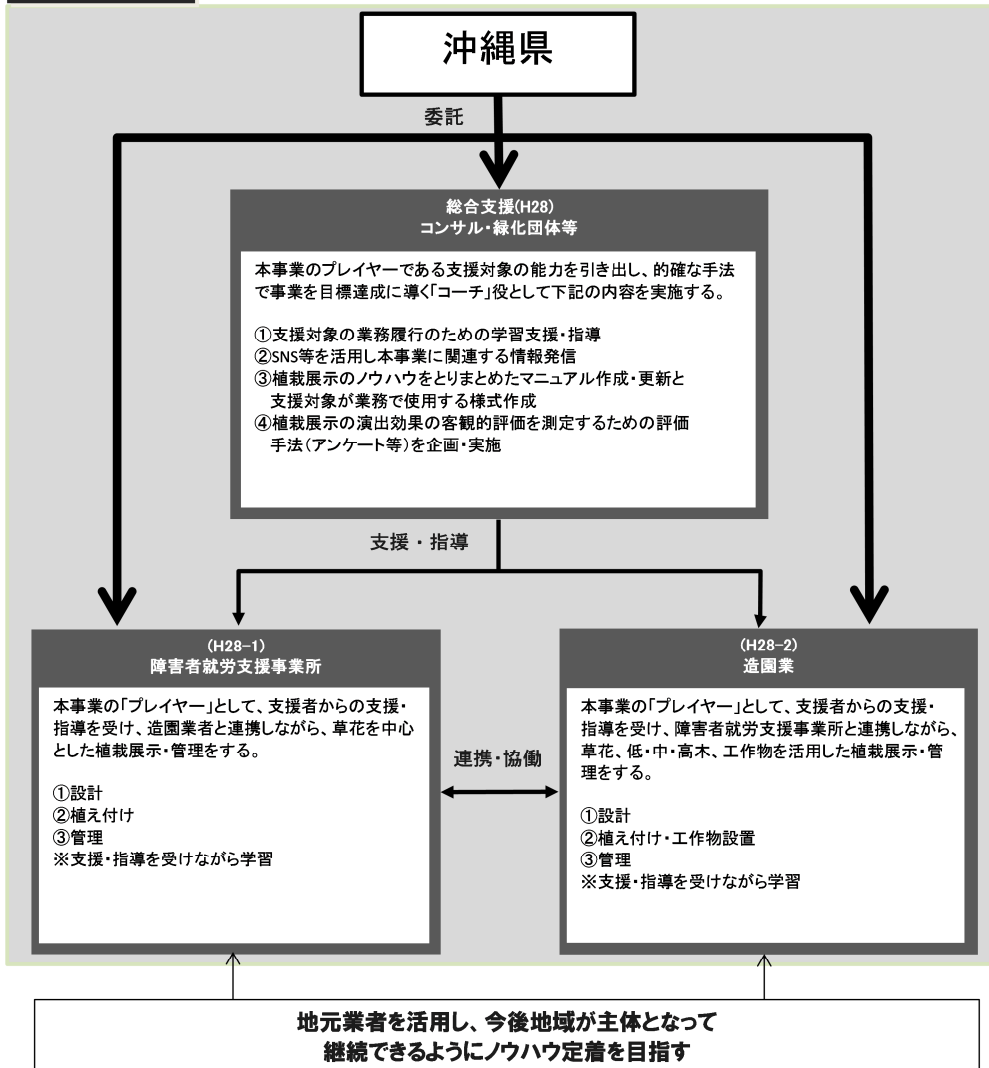
「久米島空港ちゅらゲートウェイ総合支援業務委託(H28)」(以下、「総合支援(H28)」)

新たな将来目標

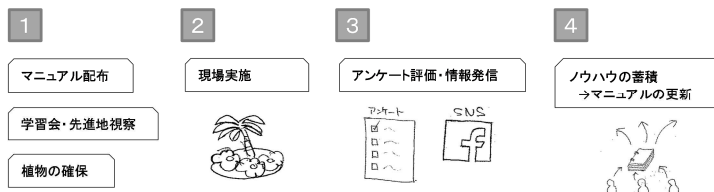
～ 空港における植物を使った演出強化と、障害者就労支援団体の能力向上 ～



スキーム図



業務の流れ



4. 業務の対象地域

久米島空港ターミナル周辺（詳細は添付資料「平面図」参照）

5. 業務の内容

本業務の概要を、以下に示す。

本業務では計4回の植栽展示を行う。

各作業の回数・頻度はそれらを基に決定している。

【求める成果】

本事業は、単に緑や花を用意して維持する委託業務ではない。島の玄関口として、訪れる観光客や地元の住民に喜ばれるよう水準の高い植栽展示が求められる。このことを念頭に下記事項についての提案すること。

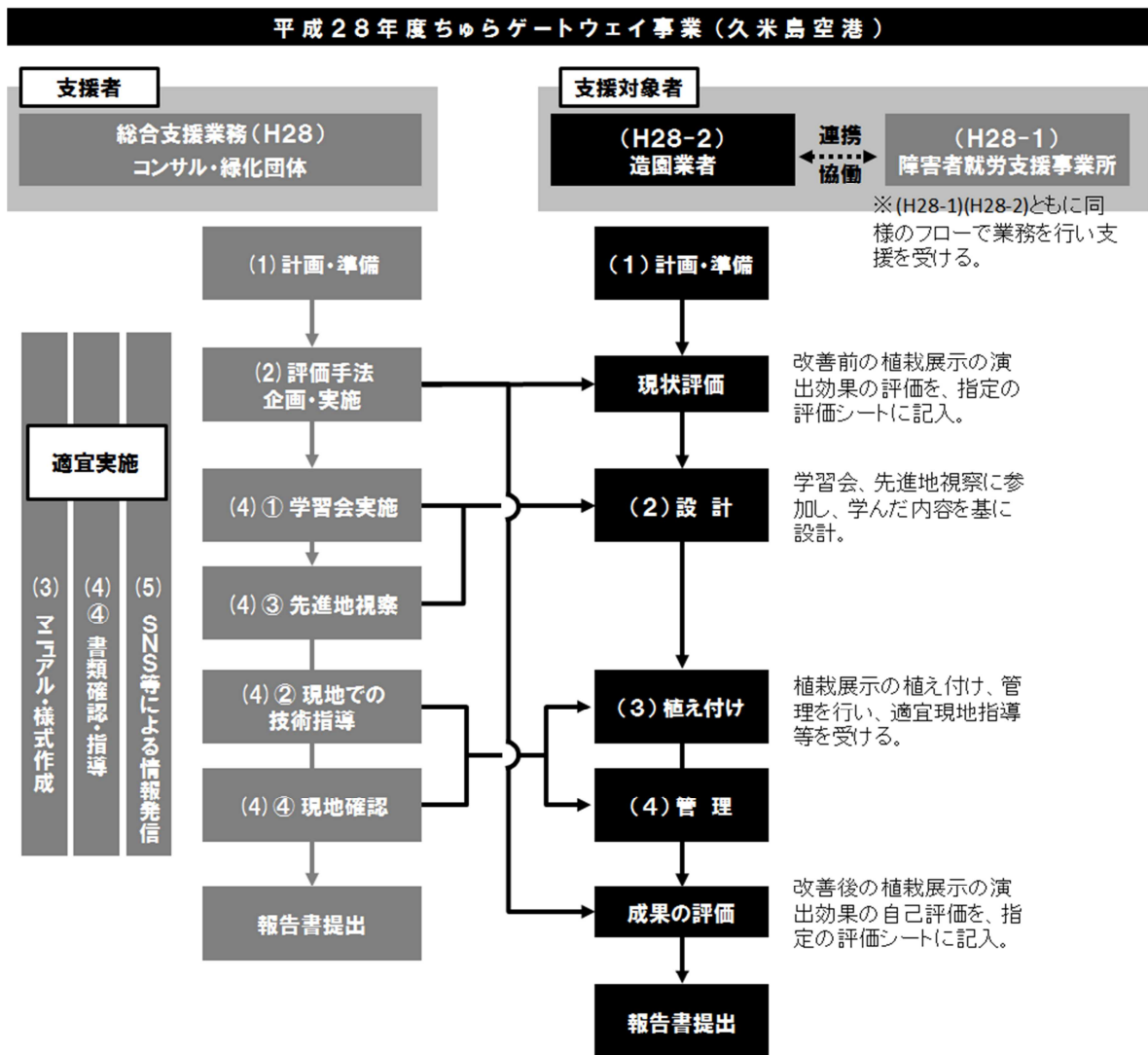


図. ちゅらゲートウェイ事業（久米島空港）業務フロー

(1) 計画・準備

業務の実施計画と実施に必要な準備作業である。契約後、現場着手前に業務計画書を調査員に提出すること。この場合、次の事項について記載するものとする。

【業務計画書】

- ① 業務概要
- ② 計画工程
- ③ 安全管理
- ④ 施工方法
- ⑤ 緊急時の連絡体制

(2) 設計

支援者からの学習支援を受けながら、観光地にふさわしく地元の住民にも親しまれる花やみどりで彩られた空間演出を行うため、効果的な樹種選定、現場への配置方法を含む設計を行う。

●学習支援・指導（その1）

より効果的な植物による演出が行えるように、支援者が実施する以下の内容に参加し、所定の様式にて学習・指導内容を報告すること。

【学習項目】

- ① 学習会受講
- ② 先進地視察

（注1）本業務では、島の玄関口としてふさわしい水準の高い植物展示を行うことが目的であり、上記は、あくまで植物による演出力を高めるための学習機会に過ぎない。よって、本機会に限らず、よりよい植物展示が行えるよう自ら情報収集し学び、実践する積極的な姿勢をもつこと。

(3) 植え付け・工作物設置

対象植物の特性、活力、環境条件等を勘案し、生きものとしての植物に対する注意と愛情をもって植え付けし、空港玄関口を花やみどりいっぱいにする。草花以外に、「(H28-1)」の受託対象となる障害者就労支援事業所では扱うことが難しい低・中・高木などの活用や、植物の展示をより効果的にするための工作物（例えば、木製プランター、壁面緑化の架台など）の作成・設置作業などを行う。

(4) 管理

植え付けした花やみどりを展示し続けるために必要な作業で景観の仕上げの工程である。例えば、灌水、施肥、除草、病害虫駆除、花がら摘みなど。植物個々の状態に適した管理作業を行うこと。また、関連事業である「(H28-1)」の受託者と連携し、専門性を活かして植栽等の管理のサポートを行うこと。

●学習支援・指導（その2）

現場で実践した植物展示や、その他業務履行に必要な支援を支援者が以下のとおり行うので対応すること（下記項目参照）。

【支援・指導項目】

- ① 現地での技術指導
- ② その他支援・指導
 - 1) 現地確認

使用材料や施工状況、工程計画について現地確認を行い設計書との照合を行い、必要があれば改善のための指導を行う。

2) 書類の確認・指導

支援対象が提出する契約履行に必要な資料（報告書）と設計書との照合を行い、必要があれば改善のための指導を行う。

3) 検査への立会

発注者の指示に従い、完成検査に立ち会うこと。

4) 作業担当者の作業効率・作業品質・モチベーション向上のための助言および指導

実施内容・回数等のまとめ（「総合支援(H28)」からの学習支援・指導）

内 容	回数・頻度
学習会（専門家派遣）	4回（本島1回、久米島3回）
現地での技術指導（専門家派遣）	4回
先進地視察	1回
現地確認	月1回

(注 1) 沖縄本島で実施する学習会と先進地視察に参加するための旅費は、「総合支援 (H28)」の受託者が負担する。

(注 2) コンサル・緑化団体が演出力を高めるための「専門家」を用意し・派遣する。

6. 関係機関との連携

受託者は、現場着手前に久米島空港管理事務所、ターミナルビル管理者など業務上調整が必要となる関係機関へ業務の説明を行い、着手後も連携を密にし、業務を円滑かつ効果的に進められるようにすること。

事前連絡や周知不足によるトラブルが生じないよう関係機関がどこになるか、積極的に情報を入手すること。

7. 成果品

成果品として、以下のものを納品する。

(1) 報告書（A4版）：1部

① 契約書関係

・契約書、着手届けなど

② 業務計画書（5. (1)参照）

③ 資材承諾書

・本業務で使用する材料について、使用前に必要な事項（材料カタログ、写真など）をまとめた書類を提出し発注者から承諾を得る。

④ 工程管理

- ・毎月の履行報告書（8.（3）参照）を添付
- ⑤ 出来高管理
 - ・契約数量を実施したことが確認できる資料（納品伝票、出来高数量総括表など）
- ⑥ 写真
 - ・現場着手前及び完成、各作業段階、出来高数量が確認できる写真
- ⑦ 打合せ簿
 - ・数量等に関する変更協議書など、発注者と交わした打合せ簿
- ⑧ 業務日報
 - ・日々の作業内容、参加者などを記載した日報、それらをまとめた出面総括表を作成すること（総括表は作業毎にまとめる。例. プランター設置○人、かん水○人など）
- ⑨ 安全管理
 - ・業務計画書に記載する安全管理項目をこなしたことが確認できる資料（KY日誌、車両等安全点検表、安全巡視などの記録など）
- ⑩ その他監督職員から指示のあったもの
- (2) 電子媒体（CD-R等、上記報告書に収める内容をPDF等にまとめる）：1部
- (3) その他担当職員から指示のあったもの

8. その他条件明示

(1) 業務上の注意点

- ① 空港利用者の往来が多い箇所での作業であることから、利用者の安全に配慮し通行の妨げとならないよう注意し現場作業を行うこと。同様に作業員の安全も配慮すること。特に、障害者に対する安全管理には注意を払うこと。
- ② 作業に対する苦情が出た場合は、丁寧に対応し速やかに調査職員に報告すること。
- ③ 業務内容に変更が生じる場合は、発注者と事前協議を行うこと。必要性が認められれば双方同意の上で変更する。事前協議を行わずに作業を行ったものについては、原則、金額の変更対象とならないので注意すること。
- ④ 業務期間中に植えた草花が枯死した場合は、植え替えを行うものとするが、管理が不十分だったことが原因で枯死した場合、植え替えにかかる費用は変更計上しないので日常管理をしっかりと行うこと。
- ⑤ 事業期間中、台風等の天災や、受注者の責めに帰すことができない事情で花木が傷み、空港の植栽として求められる品質を下回った場合には、予定回数に追加をして入替えを行うこと。この場合の費用は計上するが、委託費全体予算の追加はないので、その点に留意すること。

(2) 施工時間

施工時間は原則 8:30～17:30 までとするがそれによらない場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 履行報告

受託者は、毎月の進捗状況を翌月の5日までに調査員（本庁担当）へ報告しなければ

ならない。

提出書類は、下記の通りとする。

- ① 写真
 - ② その月に行った実施数量
 - ③ その他監督職員から指示があった書類
- (4) 委託金額の部分払い

受託者は、業務の完了前に、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

9. 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情がある場合は、県と協議を行うこととする。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 市町村や自治会担当者等との連絡調整業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。